

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成30年6月11日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 長久手市岩作城の内 60 番地 1	
氏 名 長久手市長 吉田一平	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0561-56-0624	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	長久手浄化センター
事業場の所在 地	長久手市坊の後 106 番地
計画期 間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種 類	36 : 水道業
②事業の規 模	下水処理能力 日最大 18,000 m ³
③従業員 数	12 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	下水 → し渣・沈砂 → 最終処分業者に委託し、埋め立て処分 汚泥 → 濃縮汚泥 → 脱水汚泥 ↓ 再生処理業者に委託し、全量肥料化

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

長久手市

建設部 下水道課 ——— 浄化センター等維持管理業者

課長

課長補佐

経営係長

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（平成 29 年度）実績】

産業廃棄物の種類

汚 泥 （ 排 水 処 理 汚
泥）汚 泥 （ 流 入 し 渣 ・ 沈
砂）

排 出 量

77,253 t

26 t

(これまでに実施した取組)

- ・ 下水道の面整備により流入水量及び汚泥発生量は増加傾向である。
- ・ 平成 18 年度より、排水処理汚泥の処分を再資源化处理へ変更し、脱水汚泥を 100 %肥料化している。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

汚 泥 （ 排 水 処 理 汚
泥）汚 泥 （ 流 入 し 渣 ・ 沈
砂）

排 出 量

78,042 t

42 t

(今後実施する予定の取組)

特になし

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 脱水汚泥とし渣の分別処分を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥 （ 排 水 処 理 汚 泥)	汚 泥 （ 流 入 し 渣 ・ 沈 砂)
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥 （ 排 水 処 理 汚 泥)	汚 泥 （ 流 入 し 渣 ・ 沈 砂)
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥 （ 排 水 処 理 汚 泥)	汚 泥 （ 流 入 し 渣 ・ 沈 砂)
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	73, 461 t	0 t

		(これまでに実施した取組) ・平成 16 年度に機械式汚泥濃縮機を導入。 ・平成 16 年度より脱水機の凝集剤を見直し、両性高分子凝集剤＋ポリ硫酸第二鉄へ変更。含水率を重視した脱水機の運転により廃棄物減量を行っている。		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥（排水処理汚泥）	汚泥（流入し渣・沈砂）
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	73,307 t	0 t
		(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（平成 29 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥（排水処理汚泥）	汚泥（流入し渣・沈砂）	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥（排水処理汚泥）	汚泥（流入し渣・沈砂）	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) 特になし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（排水処理汚泥）	汚泥（流入し渣・沈砂）
	全処理委託量	3,792 t	26 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3,792 t	26 t
	再生利用業者への処理委託量	3,792 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・平成 18 年度より、排水処理汚泥の処分を再資源化処理へ変更し、脱水汚泥を 100 %肥料化している。		

（第 5 面）

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（排水処理汚泥）	汚泥（流入し渣・沈砂）
	全処理委託量	4,735 t	42 t
	優良認定処理業者への処理委託量	4,735 t	42 t
	再生利用業者への処理委託量	4,735 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

		(今後実施する予定の取組) 特になし
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

